

これはあくまで永祥寺内の規定であり、多くのお檀家さんに支えていただいているお寺だからできる部分があります。

## 納骨堂のきまり

- 一、納骨堂は、永祥寺のお檀家さんだけが使用できます。
- 二、納骨堂は、申し込まれた方とその子孫の方が使用できます。
- 三、納骨堂の権利は、現在管理されている方のご兄弟へ譲ることができます。譲り受けた方は檀家として登録されますので維持費のご協力をお願いいたします。
- 四、納骨堂の使用者には、納付書により寺院維持費を納めて頂きます。
- 五、納骨堂の名義は、名義人がお亡くなりになったとしてもお寺が無断で変更することはありません。変更の希望があれば、新しく代表者になる方から申し込んで頂きます。
- 六、次の①から⑥のどれかにあてはまったときは、納骨堂は無償で返却していただきます。
  - ① 他人に譲ったことが判明したとき。
  - ② 納骨堂が不要となったとき。
  - ③ 永祥寺の檀家をやめられるとき。
  - ④ 連絡のつかない状態で5年以上寺院維持費の納付がなかったとき。(ご遺骨は大心堂一階お地蔵さんの下にあります合葬場に移されます)
  - ⑤ 納骨堂を納骨以外の目的で使用していると確認されたとき。
  - ⑥ 絶家となったとき。(絶家でも、外に嫁がれた娘さんが代表者になり、維持費を納められるのであれば返却は不要です)

### 平成 25 年 9 月改正部分

⑥の場合であっても、納骨堂は即座に返却していただいたり、遺骨をすぐに合葬したりしないこととしました。

近親者の方々にお寺にお越しいただき、住職が直接に返却手続きと合葬の時期を相談させていただきます。息子さんや娘さんが全くいないご家庭の方であっても、維持費を納められる方がいなくなったとしても、しばらくはお寺が納骨堂を保持します。その期間は最長で十三回忌が終わるまでです。檀家が無くなるわけですから、その間の寺院維持費はかかりません。

もし親戚内で、それ以降も保持したい意向の方がいらっしゃれば、その方が十三回忌以降の寺院維持費を納付していただく限り保持できます。

### 付則

この規定は昭和 56 年 2 月 15 日より施行する。

この改正は平成 25 年 9 月 12 日より実施する。

曹洞宗 永祥寺

住職 織田秀道

